審 査 基 準 （ 公 表 用 ）

様式第３号

所管課　　建築住宅課

法　　令　　名	宅地建物取引業法	法令の番号	昭和２７年６月１０日　法律第１７６号
許認可等の種類	申請に基づく宅地建物取引士資格登録の消除	根 拠 条 項	法第２２条第１号

審査基準	
審査基準	都道府県知事は、次の各号の一に掲げる場合には、第１８条第１項の登録を消除しなければならない。 一　本人から登録の消除の申請があつたとき。 （宅地建物取引業法第２２条第１号）

受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間　７日 標準経由期間　日	目次NO	5